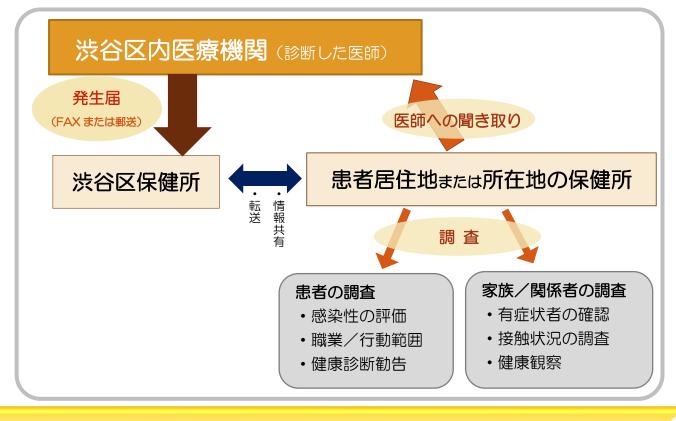
<診断をされた先生方へお願い>

発生届受理後、保健所では患者に対し感染源調査及び二次感染予防のため調査を行います。

患者の住所地保健所から連絡が入ることを必ず患者へお伝えください。



<疾患別のポイント>

〇結核(二類感染症)

喀痰塗抹検査で菌陽性の場合、感染症法に基づき保健所長が入院勧告を行います。 直ちに保健所へ届出をお願いします。結核の治療を始める場合、公費の適用があります。

〇腸管出血性大腸菌感染症、細菌性赤痢、コレラ、腸チフス・パラチフス(三類感染症)

保健所から就業制限や健康診断勧告、家族や同じトイレを使用した人の健康調査を行います。

〇デング熱・チクングニア熱・ジカウイルス感染症(四類感染症)

流行地に渡航歴があり蚊に刺された可能性がある有症状者は、疫学調査の対象となる場合があります。

〇麻疹・風疹(五類感染症)

感染拡大防止のため、患者調査や接触者(勤務先・利用先等)調査を行います。

○新型コロナウイルス感染症(指定感染症)

保健所から就業制限や感染症拡大防止のため、患者調査や接触者(勤務先・利用先等)調査を行います。 感染対策やワクチンの最新情報は、[東京都感染症情報センター(外部サイト)]をご覧ください。

<東京感染症アラート>

鳥インフルエンザ(H5NI、H7N9)、中東呼吸器症候群(MERS)等の国内で発生のない二類感染症を中心に、 疑い例の段階で医療機関から保健所へ報告をいただき早期に病原体検査を実施する東京都の仕組みです。 疑い患者を診察した場合は保健所へ問い合わせをお願いします。